平成２９年（フ）第２２号
千葉県大網白里市駒込131番地１
債務者　大塚　　進
１　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２７号
千葉県大網白里市上谷新田407番地45
債務者　織戸　　恵
１　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６４７号
川崎市幸区南加瀬４丁目22番１号　ノールカーサ　201
債務者　野村美津子（旧姓寺岡）
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
川崎市川崎区日進町37番地３　日進町住宅910、前住所川崎市川崎区台町５番10号　カーサ台町　201
債務者　及川　哲哉
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
川崎市川崎区大島１丁目29番11号　ひかり荘　102
債務者　島田　和雄
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
川崎市宮前区平６丁目12番48―302号　ランデン宮前
債務者　井上　真由
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
川崎市川崎区日進町12番地17　日本スタンダードビル　605、前住所川崎市川崎区鋼管通２丁目10番13―301号　久米ハイツ
債務者　関根　健二
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
川崎市麻生区岡上335番地２　サンアベニュー葵　106
債務者　紺谷　　元
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
川崎市麻生区岡上455番地１　ヴィラステージ　302
債務者　晴山　利恵
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
川崎市多摩区布田21番27号　ハイツ稲田　101
債務者　柿崎百合子
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
川崎市中原区中丸子482番地　ロフト中原Ⅱ　102
債務者　海老原尚子
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
川崎市川崎区小田１丁目21番18号　グリーンチェリー　102
債務者　林　　悠（旧姓古市）
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
川崎市高津区新作２丁目18番１―402号
債務者　関谷　友恵
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
川崎市多摩区菅北浦３丁目２番11―103号
債務者　小室美和子
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
川崎市川崎区浜町２丁目７番13号　Ｋ１ハウス　201
債務者　佐藤　公哉
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
川崎市川崎区観音２丁目10番15号　パークサイドパレス　103、前住所川崎市川崎区川中島２丁目２番11号　エクセルプラザ　203
債務者　本間　　進
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
岡山県倉敷市真備町岡田561番地１
債務者　細川　周子
１　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係